

## 新型コロナウイルス感染症に係る抗原定性検査キット管理発送等業務仕様書

### 1 目的

本仕様書は、以下に記す「新型コロナウイルス感染症に係る抗原定性検査キット管理発送等業務」を実施するに当たって、その仕様を定めたものである。この仕様書中「甲」、「乙」はそれぞれ契約書に記載した甲、乙をいう。

### 2 契約する業務

新型コロナウイルス感染症に係る抗原定性検査キット（以下「キット」と言う。）を保管し、甲が実施する事業の対象者への配布、配送等を実施する業務。

### 3 業務内容

乙は、次のとおり業務を行う。

#### (1) キットの保全管理業務

- (ア) 甲はキットを準備する。
- (イ) 業務開始前に甲から指示があった場合は、準備されたキットを指定された場所にて必要数受領すること。
- (ウ) 甲は乙がキットを迅速に配布、発送するため、当面の間の申請受付に応えうる数量のキットを乙に預けるため必要となるスペースを確保すること。
- (エ) 乙は甲よりキットを預かり、キットの仕様にあわせ温度管理を含め、汚損、破損のないよう適切に保管すること。
- (オ) 乙は、週ごとに預かったキットの残数を確認のうえ甲に報告すること。

#### (2) 対象者対応業務

- (ア) 乙は甲が実施する事業の対象者に対し、必要数を配布、または配送すること。
  - A) 対象者が個人の場合は、甲が対象者を乙に提示する。  
事業所への配布、配送は対象としないが、必要な場合には甲乙協議のうえ決定する。
  - B) 配布、配送にあたっては、甲がデータを提供する案内・チラシ（1～2枚）を乙が必要数印刷のうえ同封すること。
- (イ) 乙は、対象者に対しキットを配布、配送した実績を週ごとに甲に報告する。配送日、配送先、配送個数を明らかにしたものとし、その他報告内容の詳細については別途指示する。

### 4 甲との連携

- (1) 乙は、甲と十分に連携を図った上で、業務を実施するものとする。
- (2) 本仕様で不明な点が生じた場合は、甲とその都度協議し、実施方法等を定めるものとする。